

ID: 86

担当部署: 子ども家庭課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	柴田町障害児通園施設条例 第7条		
例規番号	昭和50年条例第13号		
【基準】 第7条の規定による。 (使用料の減免) 第7条 町長は、特別の理由があると認める場合は、使用料の全部又は一部を免除することができる。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	令和5年9月29日